

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

2020年8月13日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕

1 業務概要

(1) 業務名 2020年度環境広報業務

(2) 業務内容

① 環境イベント実施のための企画・立案、運営・調整等

以下に記載した1)から2)のイベント実施のための企画・立案、運営・調整等を行う。

1) 首都高環境フェア in 東京（仮称）

2) エコライフ・フェア 2021

② 年間を通じた情報発信の運営管理、企画・立案、調整等

首都高環境サイト「shuto-E-co」（スマートフォン用ページを含む。）の新たな企画を含めた運営管理及びインターネットやマスメディアを利用した広告などの情報発信についての企画・立案、運営・調整等を行う。

③ 認知度調査の企画・立案、運営・調整等

本業務の広報効果を定量的に把握するため、「当社の環境への取組」等に関する認知度について、首都高メールマガジンの読者等を対象としたWebアンケートを実施の上、アンケート結果を集計し、前年度と比較し、分析を行う。

④ 2020年度環境広報業務の全体考察及び今後の環境広報の展開方法の立案

本業務で実施した環境広報の効果について、全体考察をし、今後の環境広報の展開方法を立案する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から2021年10月31日まで

(4) その他

本業務は、提出された業務提案書を審査した結果、業務提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。

2 競争参加資格

(1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。

(2) 1都3県（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）のいずれかに本社、支社又は営業所等の拠点を有すること。

(3) 個人情報についての適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者へ付与されるプライバシーマーク制度による認証等を有していること、又は社内規則等により同等の体制を確立していること。

(4) 2010 年度以降に完了した、道路、自動車又は環境に関するイベントの企画・立案及び運営業務の実績を有すること。ただし、参加表明書等の提出期限日において、契約履行中であっても、上記の業務を完了した実績があれば可とする。

3 業務提案書等の評価基準

- (1) 提案内容 1 (2) ①、②及び③に係る企画・立案、運営・調整等に関する方向性、各業務の実施内容等
(2) 説明力 プレゼンテーションにおける業務責任予定者の業務提案書に対する説明及び質問に対する回答

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社 財務部契約課 (担当：加藤)
〒100-8930 東京都千代田区霞が関 1-4-1 (日土地ビル 8 階)
TEL: 03-3539-9319

(2) 業務説明書等の交付期間、交付方法等

- ① 交付期間：2020 年 8 月 13 日 (木) から 2020 年 9 月 2 日 (水) 午後 3 時まで
② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法 (CD-R 等の配布) により無償で交付するので、上記 (1) の担当課まで申し出ること。
・首都高速道路株式会社ホームページ (入札公告等)
<https://www.shutoko.co.jp/business/bid/>
③ 交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報 (会社名、担当者名、連絡先等) を入力する。登録確認メール (ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知) を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書等の提出方法等

- ① 提出方法：持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、事前に上記 (1) まで連絡すること。なお、郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
② 提出場所：上記 (1) に同じ。
③ 提出期限：2020 年 9 月 2 日 (水) 午後 3 時。ただし、郵送の場合の提出期限は、9 月 1 日 (火) とする。
④ 受付時間：午前 10 時から午後 4 時までの休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条に定める行政機関の休日をいう。) を除く毎日 (正午から午後 1 時までの時間を除く。) とする。ただし、最終受付日は、午後 3 時までとする。

⑤ 提出資料

- イ 参加表明書
ロ 業務提案書
ハ 見積書 (他の資料とは別に厳封の上、提出すること。)
ニ 2 (3) を確認するための書類

ホ 2(4)を確認するための書類

へ 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)又はその写し(証明年月日が資料提出日の3か月以内であること。)

ト 法人の場合は、財務諸表類(資料提出日の直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表)、それ以外の場合は、財務諸表類に準じた書類

チ 納税証明書又はその写し(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用、証明年月日が資料提出日の3か月以内であること。)

リ 会社の概要及び業務内容(パンフレット等)

5 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約書の作成要否 要

(3) 支払条件 分納払い

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は4(1)に同じ。

(5) 詳細は業務説明書による。

以 上